



請 願 文 書 表

| | |
|---------------|--|
| 受理年月日 及び番号 | 平成30年5月31日 第4号 |
| 件 名 | 同性カップルのパートナーシップを公的に認証する 制度の導入に関する請願 |
| 請 願 者 |   署名 804 名 |
| 紹介議員 | 海 津 敦 子 藤 原 美 佐 子 関 川 け さ 子 |
| 請願の要旨 | 次 頁 の と お り |
| 付託委員会 | 総務区民委員会 |

請願理由

文京区男女平等参画推進条例では、何人も性別に起因する差別的な取扱い（性自認又は性的指向に起因する差別的な取扱いを含む。）を行ってはならないとしています。

そのため、「性自認および性的指向に関する対応指針」が策定され、職員互助会では、同性パートナーのいる職員への結婚祝い金等の支給を開始し、同性カップルが公営住宅の入居が可能となるよう見直しをする方針も打ち出されています。

こうした性自認又は性的指向に起因する差別的な取扱いを解消する施策をさらに進めるために、互いをその人生のパートナーとして、生活を共にしている、又は共にすることを約した同性カップルに対して、そのパートナーシップを公的に認証する制度を文京区でも導入いただきますようお願いいたします。

本制度は、当事者を幸福にするだけで、他の誰にも迷惑をかけませんし、性自認又は性的指向への理解の促進、差別の解消につながり、全ての人自分らしく生きられる社会の実現することになると考えています。

そして、性的マイノリティを含めすべての人にとっても住みやすい、住んでいてよかったと思える魅力ある多様性が認められる文京区にしたい。

ついては、以下の事項を請願します。

請願事項

- 1 互いをその人生のパートナーとして、生活を共にしている、又は共にすることを約した同性カップルに対し、そのパートナーシップを公的に認証する制度の導入について検討すること。
- 2 こうした制度がより広域に展開されるように、東京都に対して要望すること。